

産業廃棄物処理計画書	
2024年5月30日	
広島市長	
提出者	
住所	広島県広島市中区東白島町14番15号
氏名	共立建設株式会社中四国支店 常務取締役支店長 鈴木 喜代孝
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0 8 2 - 2 1 1 - 3 3 2 1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	共立建設株式会社中四国支店
事業場の所在地	広島県広島市中区東白島町14番15号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高752,464千円 (税抜き、広島市内の前年度実績)
③従業員数	50名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3のとおり

別紙1
(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(令和5年度)実績量
計画:今年度(令和6年度)計画量

	単位:トン／年										単位:トン／年									
	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
産業廃棄物の種類	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類	69.650	80.000									69.650	80.000	4.655	15.000	69.650	80.000				
紙くず	18.895	40.000									18.895	40.000	0.055	5.000	18.895	40.000				
木くず	69.575	65.000									69.575	65.000	0.935	25.000	69.575	65.000				
繊維くず	0.624	0.000									0.624	0.000	0.384	0.000	0.624	0.000				
動植物性残さ																				
動物系固形不要物																				
ゴムくず																				
金属くず	38.387	60.000									38.387	60.000	0.904	20.000	38.387	60.000				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	5.703.900	2.000.000									5.703.900	2.000.000	3.847.040	810.000	5.703.900	2.000.000				
鋳さい																				
がれき類	298.598	755.000									298.598	755.000	143.446	180.000	264.750	730.000				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ばいじん																				
合計	6.199.629	3.000.000	0	0	0	0	0	0	0	0	6.199.629	3.000.000	3.997.419	1.055.000	6.165.781	2.975.000	0	0	0	0

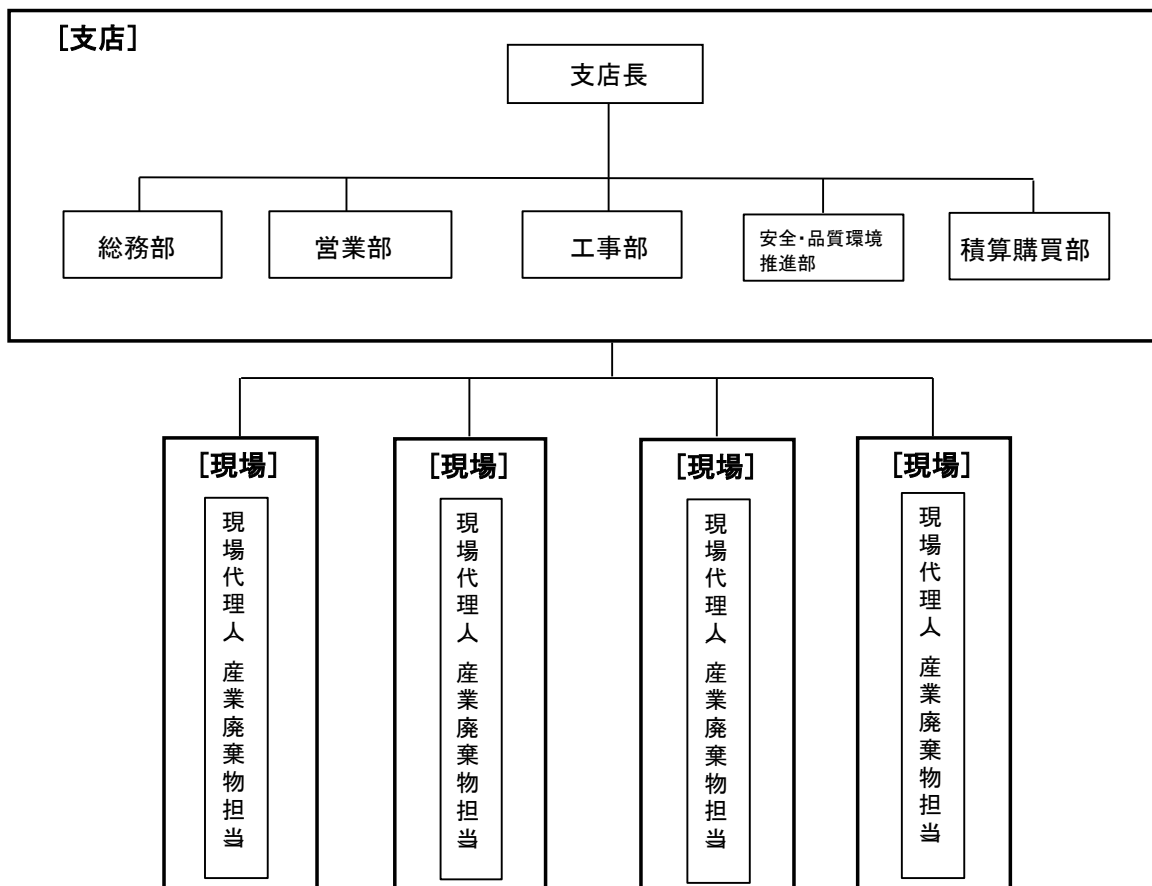
※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

- ・産業廃棄物管理責任者 工事部長
【役割】:支店内全体での産業廃棄物の管理責任者
- ・産業廃棄物担当 各、現場代理人
【役割】:各作業所単位での産業廃棄物の管理責任者

(管理体制図)



[支店]支店長:報告責任者

[支店]工事部:作業所単位でのまとめ状況の確認、支店全体での取りまとめ

[現場]各、現場代理人:作業所単位での取りまとめ

2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	必要量以上の取壊し作業等を抑制し、産業廃棄物量の抑制を図る。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後もこれまでと同様の抑制に関する取組を行う。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	コンクリートがら、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック、廃石膏ボード、がれき類等、各現場にて種類毎に分別。
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	今後もこれまでと同様の取組を行う。

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない。

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	現在、実施していない。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も実施する計画はない。

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	再生利用可能なものは全て、適正な委託契約を締結したうえで、再生利用業者へ委託している。マニフェストによる最終処分の確認を徹底している。 及び、前年度は優良認定処分業者6社と委託契約を締結した。
②計画 (今後実施する予定の取組)	今後も、再生利用業者と適正な委託契約を締結したうえで、可能な限り、再生利用業者へ委託する。引き続き、マニフェストによる最終処分の確認を徹底する。 優良認定処分業者との委託契約を引き続き検討する。

別紙3(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

種類	処理方法
がれき類(コンクリート殻を含む)	・中間処理施設にて選別・破碎。コンクリート殻は再生砕石として再資源化し、残渣は安定型埋立処分場にて埋立処分。
ガラス・陶磁器くず	・再生処理業者に委託して、ガラス原材料等として再資源化。
廃プラスチック類	・再生処理業者に委託して、燃料・セメント原料等として再資源化。
金属くず	・再生処理業者に委託して、スクラップとして再資源化。
紙くず	・再生処理業者に委託して、再生紙として再資源化。
木くず	・再生処理業者に委託して、圧縮木材品として再資源化。
繊維くず	・再生処理業者に委託して、燃料として再資源化。
廃石膏ボード	・再生処理業者に委託して、材料として再資源化。
建設混合廃棄物	・中間処理施設にて種類毎に選別。 再資源化・最終処分は、種類によりその都度、異なる。
石綿含有産業廃棄物	・最終処分業者に委託して、管理型または安定型の埋立処分場にて埋立処分。